

# 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 会員規程

## 第1章 総則

### ( 総則 )

第1条 この規程は、一般社団法人日本くすりと糖尿病学会定款(以下「定款」という)第34条に基づき、会員制度について定める。

### ( 会員の種別 )

第2条 当法人の会員の種別は、定款第17条に定める通り、正会員、特別会員、賛助会員で構成する。

### ( 資格要件 )

第3条 会員資格要件は、次のとおりとする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、年会費を納入した個人。

(2) 特別会員 医療医薬などの学術において発展に功績があった者、若しくは当法人で功績があった者で、理事会で推薦・承認された個人。

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助するために、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、賛助会員年会費を納入した個人・企業又は団体。

### ( 入会申込 )

第4条 入会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し、本事務局に申し込むものとする。

2 入会に特段の不具合が認められず、理事において異議がない場合は、理事会をまたずに入会を一時的に認めたものとする。

3 前項において理事会にて入会が不許可となった場合には、入会を取り消し、支払済の会費は返却する。

### ( 入会金・会費 )

第5条 当法人の会員は、以下の通り会費を納めなければならない。

(1) 正会員 年会費 8,000円 入会金 なし

(2) 賛助会員 年会費(一口) 50,000円 入会金 なし

2 当法人の会費は年会費制とし、原則として、当法人の請求に基づき前納一括納付するものとする。

3 当法人の2012年12月期の会費については、入会時に払い込むこととする。

4 特別会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

( 臨時会費 )

第 6 条 本会の運営に必要なときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

( 会費等の返還 )

第 7 条 本会は、定款第 17 条第 4 項の規定されている退会や除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

2 本規程第 4 条第 3 項は前項の例外とする。

( 会員資格の取得 )

第 8 条 入会手続きを経たものは、年会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

2 特別会員に関しては理事会で承認された日を登録日とする。

( 有効期間 )

第 9 条 本規程に基づく会員契約期間は、本規程第 8 条で定めた登録日から納めた年会費の決算期間の期末までとする。

( 変更の届け出 )

第 10 条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が本規程第 10 条第 1 項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

( 退会 )

第 11 条 退会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し、当事務局に申し込むことで、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後の当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

( 会員資格の喪失 )

第 12 条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

( 1 ) 退会の届け出をしたとき。

( 2 ) 年会費もしくは当法人が定める会費を 1 年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

( 3 ) その他、当法人の定める規程及び規則等に違反し、あるいは当法人の名誉及び信用を著しく傷つけ理事会で除名の決議がなされたとき。

( サービスの利用 )

第 13 条 会員は、本法人の提供する以下のサービスを利用することができる

- ( 1 ) 学術集会やセミナー等の当法人のイベントへの参加
- ( 2 ) 業界関連情報の提供
- ( 3 ) 当法人の提供するサービスの会員価格での参加
- ( 4 ) 当法人からの有料配布物の会員価格での購入
- ( 5 ) 当法人が提供するその他優待資格や特典の享受

( 著作権 )

第 14 条 本規程第 13 条のサービスによって提供される情報の著作権は本法人に帰属する。

( 情報の二次使用权 )

第 15 条 本規程第 13 条のサービスによって提供される情報は、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

( 補足 )

第 16 条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

( 付則 )

1 本規程は2012年2月17日から施行する。

2 当法人の初年度の年会費に関しては本規程第 5 条第 2 項の例外として、本規程第 5 条第 3 項の通り、2012年12月期の決算期中に請求するものとする。